

季刊・夏号 第42号 2015年8月1日発行  
 〒600-8154 京都市下京区間之町通下珠数屋町上ル  
 榎木町306 坂口ビル2F  
 TEL 075-352-2640 FAX 075-352-2646  
 HP <http://attaka-support.org/>  
 E-mail [attaka-support@r6.dion.ne.jp](mailto:attaka-support@r6.dion.ne.jp)  
 郵便振替口座 00900-2-264244  
 特定非営利活動法人 あったかサポート 理事長 澤井 勝

## 目次

総会報告	編集部	1
承認された活動報告と方針案	編集部	2~8
新聞記事の紹介 「5/23京でシンポジウム」	編集部	8
誌上インタビュー「年金は自分で守りましょう！」	池田悦子	9~11
ラポール学園・社会人セミナープログラム	編集部	12
あったかサポート・秋期連続セミナー案内	編集部	13
感想文「シンポジウムに参加して」	河合安子	14
あったか歳時記『空と風と星と詩』と『夏』	上野 都	15
「編集後記」と謹呈図書を紹介		16

## NPO法人あったかサポート

### 第10回 定期総会報告

去る5月23日(土)に当会の第10回定期総会が、開催されました。第1部総会には、50人が出席し、委任状を含めて定数3分の1に達したため総会が成立し、その場で第1号から第5号議案を含めて、全ての提案が承認されました。

第3号議案の活動方針案で「誰でもが税金や社会保険料を払える社会保障制度の構築」を提起しました。出席者の一人、福山哲郎参議院議員からは、「生活困窮者自立支援は重要な課題だ。ただ、中間層が崩れかかっている現状では、中間層からすると、自分たちの税金を取られて、それが働かない人に回される、そういう発想になってしまっている。そこに安倍総理のナシヨナリズムが加わって、理解を得るのに難しい局面にある。」との指摘がありました。いずれにしても、誰でもが社会に参加し、働くことができる社会の実現、それが社会保障を支える財源になり得る、そうした課題に向けて活動を進めていきたいと思えます。

その後、第2部のシンポジウムが開催され、150名の参加者がありました。濱口桂一郎、本田由紀、埋橋孝文の講師がそれぞれに労働、教育、福祉の視点から報告され、議論が行われました。シンポジウムの記録は、冊子に編集し、発行しますのでお申し込みください。

第3部の懇親会には、シンポジウムの講師3名を含め、およそ85名の参加がありました。当会の結成当初から事務局の役割を支えて頂いた理事の上野明子さんへ、感謝状と記念品、感謝の色紙が澤井勝理事長から手渡されました。また時代の移ろいは早く、これまで理事として関わって頂いた方の中で既に石橋進、物江和子、上谷耕造3名の方がお亡くなりになっています。このように会員の新陳代謝はありますが、新しく参加された会員を含め、この度、新たな出会いの場ができたことを喜びたいと思います。

# 2015年度 活動方針

## 第1号議案 2014年度の総括

### 1. はじめに

最近の職場ではメンタルヘルス不調による長期休業と職場復帰の課題や若者の早期離職が、国や地方公共団体の課題とされ、その対策が急がれています。そのためストレスチェックの実施など労働安全衛生法の改正が行われ、他方で「過労死防止法案」が成立しました。

また労働基準法の労働時間法制や労働者派遣法、解雇の金銭解決制度など労働分野の規制緩和が進んでいきます。いずれにしてもメンタルヘルスなどをはじめとした雇用や労働問題は、医療や人権上の課題でもあり、今後とも避けて通れない政策課題です。

一方で、この国の労働力人口の減少は、労働政策はもちろん経済政策、社会保障政策としても、避けて通ることのできない政策課題です。社会保障の持続可能性を追求するためには、税金を支払い、社会保険料を負担する人口を拡大することになります。もって税制や社会保険制度などを通じた所得の再分配機能を高める必要があります。

題です。

す。当会としても、この1年間に様々なセミナーや講演会を行ってきました。

今後とも引き続きこれらの政策課題に対し、積極的な問題提起を行います。

そこで、このような課題を含め2014年度の労働相談、労働教育、就労支援事業全般について振り返ってみます。

### 2. 4つの事業活動

#### (1) 情報発信活動

##### ① 会報の発行

昨年夏に38号、本年春41号を季刊発行してきました。会報は、当会の活動を紹介するとともに、政策課題を明らかにする紙媒体です。併せて当会の活動に直接加われない支援者の方々への情報提供の場であり、幅広い情報交流の場です。

##### ② ホームページの充実

HPの更新については、当会の活動の実態が即座に案内できる媒体です。企画や催しが案内できる内容に改善されてきました。HPの管理者を配置できていないため新しい情報の更新やアップが遅れがちになっているのが課題です。

##### ③ リーフレットの刷新

一昨年、京都市の助成金を受けて当会の活動を紹介するリーフレットを作成しました。

これを季刊「あつたか情報」に同封し、寄付金を募ったところ、たくさん賛同者を集めることができました。

#### (2) 教育宣伝活動

##### ① 労働関連法教育事業

公益社団法人京都勤労者学園（以下、ラポール学園）と委託契約を締結し、京都府の後方支援を得て、以下のような教育事業を進めて来ました。

##### ① 高校生・大学生対象の出前授業

2014年度は、京都府外を含めると高校や大学を合わせ25回実施しました。受講者は3,808人にのぼります。内訳は、大学9回（京都市内）、高校教員2回（京都府下）、高校生14回（京都府内8、京都府外6）でした。京都市内の公立や私立を問わず高校からのオファーが少ないのが気になるところですが、今後ともこの種の教育活動の目的や趣旨がより時代になつた内容となり、それが現場の教員に伝わり、拡大されることを期待します。

特徴的なことは、人権教育の一環として労働問題を語って欲しいという要請が多いことです。背景には、働くことを通じて心身の健康を損なう事態が労働現場に多発していることにあると考えられます。若者が企業社会の経験を通し、職業スキルと人格の両面で成長することできればなりません。

特徴的なことは、人権教育の一環として労働問題を語って欲しいという要請が多いことです。背景には、働くことを通じて心身の健康を損なう事態が労働現場に多発していることにあると考えられます。若者が企業社会の経験を通し、職業スキルと人格の両面で成長することできればなりません。

##### ② 社会人対象のサポートセミナー

フリーランスを対象にしたセミナー、転職・退職セミナー、女性労働セミナーと3回に分けて実施して来ました。フリーランスのセミナーは3回（31名）、転職・退職セミナーは3回（49名）、女性労働セミナーは2回（35名）、実施しました。今後、雇用の流動化や女性の社会進出が大いに考えられますのでニーズに即した課題を設定します。

##### ③ 12月13日シンポジウム

##### 「東西就活サミット」の開催

同志社大学新町学舎で120名の学生、保護者、就活支援者が集まり、法政大学と同志社大学の4人の学生と2人の研究者によるシンポジウム「東西学生就活サミット」が開催されました。今回は、当事者たる3年生と4年生が初めて登壇し、事前に準備された8つ

の質問について、準備、報告し、就活パフォーマンスについて語り合いました。その記録については30頁の冊子に編集し、無料で配布しました。

② 新春交流会の開催

2015年2月1日「持続可能な社会保障に向けた課題―公的年金制度の在り方を問う」と題し、講師に小塩隆士（一橋大学）先生をお迎えし110人が参加しました。

マクロ経済スライド導入を進めても現行の年金制度の下では、給付と負担のバランスが維持できない以上、年金制度改革が避けて通れないことが明らかにされました。しかし、現状ではいずれの政権も高齢者の支持離れを恐れ、思い切った改革案を提示できないでいます。

③ 働く人のメンタルヘルス実践実務セミナー（委託事業）

京都府の委託を受けて昨年11月に舞鶴市、今年1月と2月に京都市内と3度に亘りセミナーを開催しました。

いずれも京都産業保健総合支援センターの協力を得て開催し、事業所のメンタルヘルスに関わる担当者や社会保険労務士など延べ200人を超えて集まりました。

また京都府八幡市からストレス要因を把握することで、その軽減のための職場環境に役立てる趣旨から「職業性簡易ストレス調査」を実施しました。他の市町村での拡がりも期待されます。

④ 豊中市における労働教育セミナー

豊中市では、独自に無料職業紹介事業所を開設し、就労困難者に対する就労支援事業を展開しています。それに関連して求職者を対象にした「働いための基礎知識」に関するセミナーを連続4回開催し、その講師として毎年企画段階から参加しています。労働トラブルの防止と労働者が賢く働き、しぶとく生きる力を蓄えることが引き続き求められています。

⑤ 春季連続セミナーの開催

安倍内閣の誕生により「労働と社会保障」のあり方が大きく変化しようとしているため「生活困窮者自立支援法」、「待機児童と小規模保育所」、「労働の規制緩和」の課題を取り上げ3回連続で開催しました。第1回（21名）、第2回（16名）、第3回（24名）でした。

⑥ 東大阪市における保育マッチング事業

3月4日、8日の二日間にわたり東

大阪市内にある保育園を運営する事業者と潜在的な保育士のマッチングを意図した人材確保事業に協力しました。保育事業は、保育士の労働条件が相対的に低位であるため離職率が高く、長期雇用結びつかない業種の一つです。労使双方の立場の違いを互いに理解することが問われています。そこで啓発セミナーの講師として要請があり、今回初めて協力する機会に恵まれました。引き続き要請があれば応える事にします。

③ 相談活動

① 京都府「非正規労働ホットライン」における相談事業（委託事業）として土曜日に従事

リーマンショックの年にあたる2008年から開設された社会保険労務士による労働相談事業は、当時としては希少な存在でした。そもそも社会保険労務士は、中小企業の事業主の利益のために人事労務管理上のアドバイスをを行う立場です。にもかかわらずホットラインにかかってくる相談はほぼ労働者からのものです。いまや労働局からの委託など全国的に社会保険労務士がそれにかかわっています。その専門的な知識と経験を生かし、相談者の良き理解者であり、アドバイザーで

あることが望まれ、期待されています。近年利用者が増加し、電話での相談以外に京都テルサにある相談室に面談を求めて来る相談者が増加傾向にあります。

② 京都府「若者等労働ホットライン」の相談事業（委託事業）として

月々金の夜間に従事

京都府が昨年1月から毎週金曜日に夜間労働ホットラインを開設しました。当会の社会保険労務士2人がそれに従事してきました。本年度からは、京都テルサを会場に月々金曜日まで拡大され夜間相談体制が整ったことになりましたが、今年度は1人体制で相談に臨むことになっています。

③ 京都府「企業等公募型起業育成、支援事業」に基づく「ブラック企業・セクハラ・パワハラ夜間相談ホットライン」事業

2014年1月～12月の1年間でしたが本事業は、当会の社会保険労務士のバックアップもあり、無事完了させることができました。

① 相談活動の実績

昨年の1月から12月までに延べ129件、延べ86人の相談件数でした。詳細は、第4号まで発行した「労働相

談ニュース」を参照してください。また今回の夜間労働事業では、電話相談にとどまらず以下の事業を実施することができました。

㉑ 労働相談員養成講座の開催

第1回目は、春に当会所属の相談員を対象に、第2回目は広く公募し、労働相談員の質的アップを目指して開催しました。また秋には、労働組合にも働きかけて開催し、延べ68名が受講しました。この種の企画としては、新しく精神科医を講師に迎えメンタルヘルスへの理解の促進、さらに雇用・労働から福祉に接近するサポートへの向上をテーマに掲げたことに独自性を発揮しました。

㉒ 中小企業主を対象にした管理・監督者セミナーの開催

京都府の協力を得て、中小企業労務改善集団連合会との間で、お互いの講師などを含めた企画を持ち寄り、昨年10月に舞鶴、12月に市内でハラスメント対策と働く動機付けについて考えるセミナーを開催することができました。2箇所延べ120人の参加がありました。

㉓ 労働相談ニュースの発行

4月1日、8月1日、10月15日、12月24日付けで全4回発行しました。相談件数、相談内容、相談員養成講座の受講者の感想文を紹介し、併せて当会としての相談活動に対する基本的なスタンスを紹介しています。

㉔ 「労働相談Q&A」を編集し発行

これらの労働相談の実績の上に社会保険労務士が編集・執筆しました。就業支援に携わる方々など広く利用して頂きたい内容に仕上がっています。

(4) 他団体とのネットワーク活動

① ラポール学園との提携事業の展開  
高校生や大学生などを対象にした労働関連法教育事業、ラポール学園の教室を利用した社会人対象の教育事業を行ってきました。

また求職者支援制度における「オフィス人材育成」を目指し、簿記や社会保険など基礎的な知識を習得するための職業教育訓練に協力して来しました。

② 龍谷大学との地域連携

龍谷大学との間で3年間が経過し、2回目の更新が行われました。「地域公共人材を育成する」という目的で、当会から正会員を毎年1名派遣し、法

学研究所の修士課程で学ぶことにしています。4人目が本年度から法学研究科で学ぶことになりました。大学院で学んだ経験と知識を活かし、当会の活動の発展に寄与して頂いています。

③ 行政機関との協働

京都府の労政・人材育成課と協力して、労働相談・労働教育・就業支援メンタルヘルス普及セミナーなどの活動を展開してきました。今後の方向性としては、労働・雇用と教育や福祉の課題との一体化が求められています。

第3号議案

2015年度の活動方針

1 基本的な活動の方向性

(1) 労働分野の課題

安倍政権の下で「労働の規制緩和」が進んでいます。背景には、諸外国からのグローバルな投資を惹きつけ、株価を引き上げて景気を回復基調に乗せようとする意図があります。しかし、今日的な経済のグローバル化は、ピケティの指摘を待つまでもなく、アメリカやイギリスなどの国々と同様にこの国においても格差の拡大をもたらしています。

新自由主義な規制改革にそって、「国

家戦略特別区法」が成立し、「労働分野の規制緩和」政策が国会に提案されています。それは、従来の「雇用調整助成金」などによる雇用維持政策から雇用の流動化政策に対応した職業訓練の充実と舵を大きく切る方向性を示しています。そのため人材バンクなど民間の職業紹介事業が大手を振るう時代を迎えています。しかし、人間はモノではありませんからそれらの政策が順風満帆に進むとは考えられません。

いま、確実に日本の雇用の特質が変化を遂げつつあります。これまでのように製造業を基幹的な産業として成長してきた日本経済の下では、終身雇用や年功序列を前提にした日本の雇用の特質がそれを支えて来しました。即ち新規学卒者を一括採用し、長期にわたって企業内で育成・訓練し、企業の屋台骨を支える人材を育成して来しました。そのため欧米に比べて若者の失業者を出さずに済んできました。もちろん親も子供が成人するまで安心して働けることができました。引いては、それがこの国の治安を含め社会の安定感をもたらしてきました。

しかし、産業構造が大きく変化し、第3次産業（サービス業）に従事する割合が今や70%を超える時代にあつては、企業は次第に「即戦力」としての

人材を求めるようになって来ました。また「労働力人口」の減少が取りざたされるようになってからは、特に3Kと呼ばれる仕事には、研修生という名の下で人件費の安い単純労働力としての外国人が多数従事するようになっていきます。

また企業や国・地方自治体では、若者の早期離職に頭を悩まし、若者職場定着支援を進めることに力を入れています。その背景には、産業構造の変化と日本の雇用の変容という現実があり、それを無視したキャリア教育とのすれ違いが指摘できます。

さて、安倍政権の新自由主義的な思想的背景の下に、次のような労働分野の規制緩和が具体的な労働法の改正として、今次国会に提出されています。

① 「解雇の金銭解決」をはじめとした「解雇制限の緩和」―支払能力の低い中小企業者の反対意見があります。

② 労働時間から仕事の成果に基づき賃金を支払うとするホワイトカラーエグゼンプションの導入、裁量労働制やフレックスタイム制の緩和措置など労働基準法の労働時間制度

③ 派遣労働の恒久的利用につながるりかねない労働者派遣法

このような規制緩和論の根底には、雇用や労働に係るルールについて、法的な規制から労使自治（労使協定）に委ねるべきであるという労働者保護規制の弱いアングロサクソン系の国を参考にした労働法以外の研究者の考え方が影響を与えています。しかし、労働組合が企業別に組織され、かつ組織率が17%でしかなく、かつ大部分が大企業や公務員によって構成されている日本の労働組合の現状など、およそ産業民主主義の条件が失われた職場においては、このような規制緩和が進むことになれば、本来の労働法の役割が失われかねません。

私たちは、労働相談・労働教育・就労支援事業などNPO法人の独自事業を通じて、この国における産業民主主義の担い手を育てるなどベーシックな基盤形成を目指すことにします。

## (2) 年金など社会保障制度の課題

「社会保障と税の一体改革」は、「消費税10%」課税を控えるなど時の政権に翻弄された状態が続いています。特に本年4月から「年金機能強化法」により、一部年金額の給付を含めて改正されていますが、肝心のマクロ経済スライドの完全実施については、常に政治的な判断が働き、年金制度の改革に

対する国民的議論が遠ざけられています。

現行の年金制度の下では、給付と負担のバランスが維持できず、年金積立金は株式投資に回されるなど危機に直面しています。自営業者が衰退し、また非正規雇用の拡大に伴い、第1号被保険者の年金未納問題が深刻化しています。いかに免除申請者を増やし表面上の未納比率を低下させて見せたところで、将来の低年金者を生み出すだけです。この国は急速な少子化という事態に直面し、労働力人口は減少の一途です。公的年金のみならず医療・介護、子育て支援など社会保障制度や生活保護制度をはじめとした社会保障制度は、行き詰まっています。社会保障を支えるためには、全員参加型の社会保障制度への転換が求められています。

また現行の税制や社会保険制度は、家族単位で設計されているために、女性を家庭に閉じ込める役割を果たしています。例えば、税制上の「103万円」や社会保険の「130万円」の壁などの障壁は取り除かれるべきです。誰でもが社会に参加し、そして働くことによって税金や社会保険料を払える社会の仕組みを整えなければなりません。時代の変化に対応した、あるべき税や社会保障制度について国民的な議論を深めて行かなければなりません。

## (3) 全員参加の社会保障制度に向けて

働きたくても働くことができないでいる社会階層に注目すべきでしょう。国としては最も活用したい労働力として、ターゲットにしているのが女性です。国は、いま「女性の活躍推進法」の法制化を進めています。また「202030」（2020年までに、管理職などあらゆる分野で女性の割合を30%にする）という数値目標を掲げています。

反面では、非正規雇用で働くシングルマザーが増加し、新たな社会問題を生み出しかねません。彼女らの経済的・社会的な困難に対する支援のあり方が問われています。

また、バブル経済崩壊後「失われた20年」の過程でニートや引きこもりなどと揶揄された若者も既に40歳代を迎えています。

その後も近年の「競争社会」に溶け込めないでいる若者が所謂「非労働力人口」として存在しています。彼らを将来において生活保護の予備軍としなすために、納税者として期待され、社会に参加できる機会が提供されなければなりません。

そこで、本年度から施行されることになった「生活困窮者自立支援法」の役割が期待されています。しかし、「相

談窓口」さえ開設していない自治体が多く、ましてや就労支援や子ども学習支援など任意事業に至っては極めて少数の自治体でしか行われていないのが現状です。

その他、身体、知的、精神などの障害認定を受ける人たちも増加しています。

これらの人たちが、社会に参加し、働いて納税する立場になれば社会がもっと輝いて見えるでしょう。

## 2 具体的な活動方針(案)

### (1) 情報発信活動の推進

① 会報季刊「あつたか情報」の発行  
 結成以来、年4回発行してきました。会報は全国的な当会の会員や支援者を繋ぐ唯一の紙媒体であり、「便り」の役割を果たしています。特に当会の活動に直接関与できない協力者の存在は、寄付金などで本会の日常活動を支えて頂いています。それだけにネットワーク誌にふさわしい具体的なテーマを掲げ当会の会員や支援者をつなぐ存在として、また読者の声が反映された紙面作りを目指します。

### ② HPの充実

編集会議を開くようになって、当会の活動が紙媒体以外の方法で紹介できるようになりました。当会の活動が広

く周知されるためには、不特定多数の方々に伝わるため必要不可欠なツールです。HPの管理を強化し、出来るだけリアルタイムで活動を紹介することになります。引き続き、会員の知恵を拝借し、新たな工夫を試みることにします。

### (2) 教育活動の推進

① ラポール学園との連携  
 同学園とは、毎年業務委託契約を締結し、下記の事業にお互いが協力して取り組むことにしています。

#### ① 高校生を対象にした「出前授業」の開催

当会の先駆的な「出前授業」の取り組みは、近年では、労働局自らが実施するまでになっています。その分、当会としては空白とされながらもニーズの高い定時制や通信制高校との間で連携を強めることにします。また京都府北部の高校や京都府以外の高校などオフアワーのある限り期待に応えることにします。

特に、近年では、労働相談のトップに「働くことと人権」など職場環境の在り方を取り上げます。例えば、セクシャルハラスメントの相談が低下傾向

にあるとはいえ、依然多いことには変わりありません。

また雇用機会均等室にはマタニティハラスメントに関わる相談が増えています。平成26年10月23日最高裁判決・広島中央保健生協事件に象徴される女性の妊娠・出産・育児を理由にした不利益取扱いが依然として多いのですが、仕事の継続が難しいという事は、女性労働者の働く権利の否定につながりかねません。そのような課題を、労働者の人権や人格権の保障と言う視点からの「出前授業」で取り上げることになります。

#### ② 大学生を対象にした「出前授業」の開催

近年では学生の80%近くがアルバイトを行っています。その半数近くは、自らの生活費を稼ぐ手段になっています。ところが中には、所謂「ブラック企業」に遭遇し、当該のアルバイトを「辞めたくても辞められない」学生が存在しています。背景にこれまでの補助的な労働から基幹労働に就いている学生が増えているという現実があります。例えばシフトの穴埋めは、店長を任せられた学生が担うことになり、学業にも悪影響を与えかねません。

今日の学生の実態は、既に一人の労働者としての存在に等しいのです。それだけにアルバイト体験を通し、労働者としての権利・義務関係や現実の労働関係を学ぶことが大切です。それら自らの就職活動に活かすことができる視点や知識を提供することにします。

従って当会としては、高校や大学に対し、在校生がアルバイトをしている現実を直視し、それを積極的に意味付け与えることで、キャリア教育の場として位置づけるように働きかけることにします。もって労働関連法教育の社会的意義が理解されることに繋がります。

#### ③ 東西就活サミットの開催

昨年度、実施した法政と同志社大学生による「東西就活サミット」の経緯を生かし、本年度は立命館大学生の参加を得て、ゼミ担当教員を加えた東西学生が中心の「ワークシヨップ」を計画しています。特に今回は、就活にあまり自信のない、積極的でない大学生のトークが聞けるように配慮します。大学生とその保護者や就労支援に携わっている就労支援員を対象に、労働関連法教育活動の一つとして位置づけ取り組みます。

お互いのインターシッピングやアルバイトの体験を語り合うことで、職業や企

業選択の視点を養成することにします。

② 社会人を対象にしたセミナーの開催

ラポール学園を会場にして昨年度と同様に社会人を対象に、雇用という入口から転職や退職に至る出口までの職業生活上の諸課題について全8回に亘って開催することにします。特に労働条件や雇用環境に恵まれない女性労働者や非正規労働者への生活サポート塾として位置づけて開催します。また、現行の年金や医療保険制度についての解説を通して現行制度の基礎的な理解の上に問題点や課題を指摘します。

② 秋季連続セミナー

「労働相談員養成講座」として開催

政府の進める「女性活躍推進法」の法制化に伴い、女性労働者のストレス性疾患の増大と他方における労働の質や処遇上の格差の拡大が社会問題化するでしょう。そこで「メンタルヘルスと女性労働」をメインテーマにしたセミナーを開催します。その際、女性労働者からの相談に応じることができ、相談員の資質向上を目指した企画とします。以下、具体的な三つの課題を取り上げます。

(1) 民事労働相談とは何かー労働法課

題を民法の視点から学ぶ

(2) ジェンダーとは何かー税制や社会保険制度をジェンダー視点から学ぶ

(3) 女性労働者のメンタルヘルス対策と労働安全衛生法や労災保険法の役割

③ 地方自治体との連携事業

昨年度は、京都府の委託事業としてメンタルヘルス・セミナーを開催して来しました。本年度も機会があれば応募することにし、新たな企画を提案、実施することになります。

また豊中市の雇用・労働課では、求職者を対象に雇用につまずかないためのセミナーを例年開催しています。何らかの理由で雇用につまずいた労働者が、働くことに再度チャレンジするた

めには、社会保険を含む労働関連法令の法的な知識だけでは不十分です。一人で権利を行使できないため公的扶助を含め社会保障が機能していないのが現状です。

また人が働き生きるためには、「自己肯定感」が不可欠です。そして、「共生」という視点が生きるための「知恵」として必要とされます。これからは「生活困窮者自立支援法」の実効性

が問われてきます。その他の課題を含め市町村にある子育て支援、母子支援センター、人権協議会との協力関係を強化することにします。特にセミナーの開催については、ワークショップを取り入れるなど参加型の研修会を心がけることにします。

④ 「働くときに知っておきたい労働関連法の基礎知識」改訂版の発行

2009年1月に発行した同書は、在庫がなくなり、時々注文もあります。が販売することができません。この間の雇用状況の変化と政府の労働関連法の改訂に間に合わせることを意識した再発行を目指して、編集会議を重ねてきました。そのために発行が遅れてしまいました。

今回、再発行にあたりコラムを追加し、国民年金保険料の未納問題、ジェンダーやベシックスインカム、求職者への質問内容と人権感覚、日本の雇用の特質や限定正社員制度について取り上げ掲載しました。

読者対象としては、従前の学校関係の教師の他に新入社員研修や新入組合員向けのセミナーのテキストとして利用できるように編集し、読者層の拡大を意図しています。

(3) 様々な相談活動

① 労働相談活動の実施

今年度の労働相談活動は、京都府との間で既に委託契約を締結し、当会の社会保険労務士が下記のとおり相談業務に従事しています。

- (1) 2015年度京都府「非正規労働者ホットライン」相談事業(委託)

会場：京都テルサ

受付時間 毎週土曜日

午前9時～午後5時

- (2) 2015年度京都府「若者等労働者ホットライン相談事業」(委託)

会場：京都テルサ

受付時間：毎週月～金曜日

午後5時～午後9時

② 当会事務所における相談事業

当会事務所に寄せられる相談は、関係するネットワーク機関からのアクセスによるものです。それだけに、問題解決に向けては困難な相談内容となっています。いずれにしても、多面からの「聞く力」つまり「質問力」があれば、解決が図られなくても問題の所在が明らかになります。そのことを相談に訪れた労働者が理解することで心を落ち着かせることができます。

そうした意味では、労働相談とはリーガルサポートであり、同時にメン

タルサポートであることを肝に命じなければなりません。

(4) ネットワーク活動

① ラボール学園との提携事業の展開  
労働関連法教育事業や求職者支援制度における受託事業の他に、互いに会員登録をすることでお互いの事業が発展できるように事業協力を引き続き深めることにします。

② 龍谷大学との地域連携

龍谷大学との公共人材育成に向けた第1期の協定を昨年更新し、3か年間の第2期目を迎えます。今後は法学研究科に研究生を派遣するにとどまらず、労働関連法教育などを含めた具体的な活動面での連携や協力関係を求める方向で働きかけることにします。

③ 行政機関との協働

市町村など地方自治体には、「生活困窮者自立支援法」が誕生し、今や福祉から雇用・労働への接近が政策上問われてきています。労働と社会保障の専門家集団を自負する当会としては、近隣の行政機関との連携や協働を進めるなど求人のある中小企業とのマッチングを進めて行くことにします。

④ 中小企業団体との連携

これまで京都府の協力を得て当会との間でメンタルヘルスなどのテーマで共催しました。今後ともお互いの企画を持ち寄り、研修会を開催し、労使の相互理解が深められる企画を立てることにします。

⑤ 労働組合との連携

昨年度は、労働相談員養成講座や各種課題別セミナーの開催、京都府の進める労働相談ネットワークを通じて協力関係を築いてきました。今後ともこのような機会を増やして行くことにします。

「2015・5・23  
第10回総会記念シンポジウムの記録」  
—労働・教育・福祉の一体化に向けた  
政策課題を探る—

を冊子(50ページ)にして発行しました。  
販売価 800円(送料 200円)です。  
お申し込みは、当会までお願いします。

若者の貧困やニート、引きこもりなどの問題を考えるシンポジウムが、このほど京都市内で開かれた。労働、教育、福祉の各分野の専門家3人が、教育を「公共財」と捉えることや、「半福祉・半就労」の必要性などについて語り合った。(小坂綾子)



労働と教育、福祉の視点から若者の就労問題を考えたシンポジウム(京都市南区)

「半福祉・半就労」の提案も

労働教育に取り組むNPO法人あつたがサポート(京都市下京区)が主催。独立行政法人・労働政策研究研修機構の濱口桂一郎さんと、東京大学学院の本田由紀教授(教育社会学)、同志社大社会福祉教育研究支援センター長の埋橋孝文教授がパネリストを務めた。

シンポジウムでは、働き方にも影響する教育の捉え方が焦点となり、「教育は公共財か私的財か」が議論された。本田教授は、日本は教育の私費負担が大きく、家庭の経済状況に左右されてしまうことを問題視。日本の若者は学力が高いが学費意識の低さが、経済協力開発機構(OECD)の調査結果を総じてみると、国民の多くも安定した雇用の下で給料から子どもの進学費用を捻出し、「教育費は親が持つもの」と捉えてきた意識も指摘。「だが今は矛盾が生じている。生活保護を受けずに働くことになると、子どもの教育費を出せなくなる。これがいいのか」と、教育費を社会全体が負担することを議論する意義を訴えた。

子どもは貧困問題を研究する埋橋教授は、貧困の中で育った若者について「自己肯定感が低く、りがいや社会的な役割、仕事の業績よりも周囲や仲間の評価を大事にする傾向があることを解説。個人能力を上げるより、自己肯定感を育むことや、ロールモデルの手本になるような大人の提示や居場所づくりなどが重要」と語った。

第二のセーフティネットとされる今春施行の生活困窮者自立支援法をめぐっては「働ける人は働くという方向に向かうだけでなく、普遍的な社会保障が必要」との見解で一致。濱口さんは、日本の社会が、家族に正社員がいて、それが社会保障を支えていることで社会保障を受けた歴史に触れ、「正社員と生活保護制度は、全くの生活二線を満たす『フルセット主義』。そこにいる間は満たされるが、いったん外れると全てがなくなる」として、就労するシングルマザーや非正規雇用の人が貧困に陥りやすい構造を問題視した。

一般企業への就職が難しい若者が増えている現状には、埋橋教授が「半福祉・半就労」の仕組みを提案。濱口さんは「障害者の概念を広げるイメージが大切」とし、「障害者に限らず、多くの人は生きるために何かかの支援が必要で、お互いに支えなければならぬ」と語った。



# 複雑で「わかりにくい」といわれる年金制度、 だからこそ長い人生、自分の年金は自分で守りましょう！

富山県社会保険労務士政治連盟・会長 池田悦子さんに聞く

本年、10月に被用者年金が一元化され、共済年金は厚生年金に一元化されます。そんな折に、日本年金機構のコンピュータにウイルスが侵入し、多数の個人情報漏洩してしまいました。不正アクセスを許してしまった今回の事態は、年金制度への不信を更に強めることになりました。しかし、現行の年金制度は、世代間扶養を前提にした賦課方式で成り立っている限り、年金を受給する人たちの問題にとどまりません。制度が崩壊することは、親に仕送りをしないで済んでいる子ども世代の課題でもあります。そこで今回は、年金制度に詳しい池田悦子社会保険労務士に登場して頂き、お話をおうかがいしました。



## 編集部

富山県社会保険労務士会の会長をされていたそうですね。5年前に亡くなられた物江和子さんも滋賀県の会長を

されてきました。会長職はご苦労も多く多忙でしょうから、全国社労士会の中でも女性の会長さんは、全国的にも少ないのではないですか。

## 池田さん

そのとおりです。私が富山県社会保険労務士会の会長ときは、女性会長は全国で3名でした。現在は政治連盟の会長を2期していますが、1期目の女性会長は3名、今期は2名です。女性活用といえども社労士は先達グループ

ブといえども女性の数が少なく、入会歴も男性より短いこと、家庭との両立など様々な理由でトップを担う方が少ないのが現状です。今後の後輩に期待するところです。

## 編集部

2010年の「あったか情報23号(秋)」で池田さんが、物江さんを悼んで、彼女のことを「功績はとてつもなく偉大であり、こんな存在感の大きい人物は二度と現れない」と思っています。

す。」と述べています。物江さんに負けず劣らず池田さんは、地元富山県で期待されている存在なのではありませんか。

## 池田さん

富山県ではそれなりに期待されており、目標になっているようですが、物江さんはその何倍もスケールが大きかったです。しかし、物江さんがいたから、後ろに引かずチャレンジできたのだと思います。物江さんとは良く連絡を取り合って、話し相手になってもらっていました。互いに多忙なため、いつも深夜便の長電話です。最低賃金の審議会や労働委員会の公益委員など、こちらは私が先輩でしたが、意見交換をしながら女性社労士の存在感を示そうと誓いました。失った大きさを今も感じています。

## 編集部

いま、労働力不足を背景に女性の活用が語られるようになっていますが、長時間労働と性別役割分業意識が障壁となっていると指摘されています。社労士の仕事を進める上で女性であることによる、メリットやデメリットを感じられることはございませんか。

## 池田さん

女性であることのデメリットを感じたことはありません。ただし、私の家族は寂しい思いをしていると思います。仕事を優先させてくれた家族に感謝です。また、睡眠時間を切り詰めても乗り切れる体力や気力を与えてくれた天国の両親にも感謝です。私は浪速っ子だったので、とても楽天的です。今では7人の孫の「バーバ」も楽しんでいきます。

助言するなら「女性だから…」。「家庭があるから…」は少し思っても仕方ないのですが、だから出来ないと決めつけないことです。前に進みましょう。どうすればやれるかを考えて行動することによって周りが応援してくれるような気がします。そうすることにによってメリットは生まれます。細かい発想が出来ること、柔軟な考えが出来ることとのメリットは、女性社労士の得意と

するところですか。特に、人事労務管理や社会保険、年金相談には役立ちます。

## 編集部

特に池田さんは、年金制度にご造詣が深く、当会にも新年度を迎えると毎年「年金常識1・2・3」を届けて頂いています。今回は被用者年金の一元化が掲載されています。地元の地方銀行からの依頼で作成されているようですが、どのような点に注意し、編集されていますか。

## 池田さん

第一に、難解な制度の説明を如何に分かり易く表現するかです。この小冊子は、年金を受ける個人の方や、銀行員、社労士などいろんな層の方が読者です。それ故に「1. 2. 3」と命名したのです。初級から上級まで使える小冊子が欲しい。まさに、自分自身を読んでみたくなること。年金相談のお客様にも分る内容とすること。この要求に答えて20年間発行を続けています。私が年金相談をするときにも、一番近くに置いて使っています。被用者年金の一元化も27年版の記事に掲載しています。さすがにこれは、簡単に表現とは行きませんでした。

## 編集部

また漏れ聞くところによれば、地元病院と連携して、障害年金の請求などの相談活動や請求のお手伝いをされているのですが、どのような経緯で関わる事になったのでしょうか。また患者さんや病院の意向はどのようなものですか。

## 池田さん

最初の契機は、富山県ソーシャルワーカー協会から「社会保障制度研修会セミナー」の講師を依頼されたことからです。セミナー後に質問が相次ぎましたが、特に障害年金に関する質問が多く出ました。これが契機となり、「あうんの呼吸」で病院との間で「障害年金の無料相談会」の開催に至りました。最初は会の自主研究会の一つである「年金専門研究会」の会員が中心となり、ボランティアで相談を担当しました。最初から5年遡及の手続き成功事例が出たことで、病院側からも高く評価され、継続して行うことになりました。次第に希望する病院が増え、既に20年間続いています。今では、県会の事業として県内の基幹病院を中心に活動しています。障害年金は65歳になる前に請求しないと、道が閉ざされてしまいます。その対策としても一番

の近道は、病院での定期開催です。「障害年金」という社会保険制度で救済するということは、社会保険労務士としての社会的責務だ！という自覚をもって担う必要があります。私たちの活動は、患者さんや病院からも喜ばれているところですか。やはり「継続は力なり」ですね。

## 編集部

共同通信社などの報道によると、障害年金の申請件数と認定件数、つまり認定率において都道府県ごとに格差が大きいです。何故そうした問題が生じるのでしょうか。

## 池田さん

特に精神疾患の認定で、格差が大きいですね。「障害基礎年金」単独で請求する場合は、地域で認定することになっているため、その判断基準にはバラツキが生じているのです。当然、認定格差が発生しています。私としては、「よくぞ報道してくれた」と思っています。現在、厚生労働省は、障害年金の地域差に対して、「専門家検討会」を数回にわたり開催しています。「等級判定のガイドライン」でたたき台を示すなど、総合的に等級判定するための基準ができるかと思っています。お

そらく、しばらくすればこの格差は是正される、と期待しています。

**編集部**

近年、業務上外を問わずうつ病など精神疾患が増加していますが、相談の中には、そうした疾患が多いと思えます。病院との連携など社労士として関与される場合には、どのような点に注意されていますか。

**池田さん**

私の所でも障害年金の手続きでは精神疾患の割合が高く、半数弱を占めています。病院の地域医療連携室などから、「患者さんの相談に乗ってください」「手続きが複雑そうなのでお願いします」などと紹介があります。相談

は無料で行っていますが、手続きを依頼された場合に、結果として障害年金が不支給であれば、ボランティアとして割り切って、報酬の請求はしていません。認定されれば、そんなに高くは頂けません、ある程度の報酬は請求しています。また、患者さんからの口

コミや、難病センター、患者会などの紹介の場合も同様です。私の場合は、今までに不支給は極めて少ないため障害年金の請求は、事業として成り立っています。長くやっていますが、最初に「これくらいと伝えているので」報酬請求の苦情はありません。

**編集部**

いよいよ今年10月から被用者年金の一元化が始まります。共済年金の受給

権者が厚生年金の被保険者として働く機会が増えて来ます。自分の年金は自分で守らなければならない時代です。一元化後の対応について、ご自分で勉強するためにはどのような方法がご

**池田さん**

ご自身の勉強のためなら、日本年金機構や全国社会保険労務士連合会のHPにもかなりの資料がアップされています。これらを全部マスターするのも大変です。ただし、細かい事務的な対応はそれだけでは不十分です。現在、各地の「年金マスター」は膨大な資料を使って研修をしています。熟練の年金マスターに聞くと、細かい部分も理解できるようにになります。ただし、未

確認の内容もあるので、後2ヵ月余りですが、いろいろな情報に注意が必要です。年金はどんどん複雑になります。ともすれば「浦島太郎」になりやすいので、特に時代の流れに置いて行かないように、常に学ぶようにしましう。

最後になりますが、私が社労士の仕事をしています。質・量共に一番喜ばれたのは、年金でした。また、年金を習熟することにより、他の社労士業務にもどんどん前向きに向き合うことが出来ました。人事制度の再構築やADRなども苦になりません。今思えば、私を育ててくれたのは他ならぬ「年金」だったのかも知れません。

**現在富山県社労士会関係の公職**

- 富山県社会保険労務士政治連盟 会長
- 富山県社会保険労務士会 理事
- 富山県年金相談センター富山 運営部長
- 富山県社会保険労務士会 年金相談センター長
- (二社) 社労士成年後見センター富山 理事長



今号からNPO法人福祉工房P&Pの協力を得て四コマ漫画を連載することにしました。



2015年度

社会人対象セミナーの実施計画が決定

ラポール学園と協力して開催

本年度の社会人を対象にした労働関連法セミナーは、昨年度同様に京都府の補助金に基づきラポール学園からの委託を受け、ラポール学園を会場にNPO法人あったかサポートが実施します。本年度は、全8回にわたる一連のプログラムに沿って開催されます。男女が共に自由にして平等な働き方ができる社会を築くこと、そのために必要な労働・雇用と社会保障などセーフティネットの体系について学ぶための連続講座です。受講料は、毎回500円です。

第1回 2015年9月9日(水)  
午後6時30分～8時30分

第2回 2015年9月16日(水)  
午後6時30分～8時30分

テーマ:「いま転職を考えている方へ」

■「求人情報誌などにとられない自らの企業選択の目を養うために」

■「労使の保険料負担の仕組みと労働・社会保険の適用と保険給付」など

講師:杉原純子、山崎由紀

第3回 2015年9月26日(土)  
午後2時30分～4時30分

第4回 2015年10月8日(木)  
午後6時30分～8時30分

テーマ:「上手に会社を退職するための基礎知識」(その1)

■「雇用保険の離職理由などに見える退社時の労働トラブル防止」

■「保険料の負担や給付など健康保険と国民健康保険の違いを知ろう」など

講師:笹尾達朗、佐々木容子

第5回 2016年2月17日(水)  
午後6時30分～8時30分

第6回 2016年2月24日(水)  
午後6時30分～8時30分

テーマ:「老後の不安とあなたにとつての年金制度」(その1)

■「国民年金と厚生年金・共済年金との保険料負担や保険給付の仕組み」

■「60歳以降働いて得た賃金と年金支給額が減額調整される仕組み」など

講師:宮原千代美、関根文美

第7回 2016年3月16日(水)  
午後6時30分～8時30分

第8回 2016年3月23日(水)  
午後6時30分～8時30分

テーマ:「女性が働き続けるための基礎知識」(その1)

■「『女性の活躍推進法』は、女性にいま何を求め、期待しているのか?」

■「結婚や死亡に伴う年金の種別変更や離婚時年金分割の仕組み」など

講師:小松麻利子、古賀千恵子

—社会保険労務士が応じる—

# 労働相談 Q&A

特定非営利活動法人(NPO法人) あったかサポート  
労働と社会保険の専門家集団

一冊:頒価 700円(送料 200円)

2015年度

## NPO法人あったかサポート 秋期連続セミナー

### 「メンタルヘルス対策など女性労働者の保護を考える」

労働力人口の減少や産業構造の変化に伴い、女性労働力は欠かすことができない存在とされ、「女性活躍推進法」の法制化が検討されています。しかし、男性並みの働き方を基準にしたままでは、ストレス疾患の増大や処遇など雇用上の格差拡大が心配されます。そこで今回は、①女性が働く上での様々な障壁を明らかにし、②使用者として為すべき健康管理と配慮義務、③女性の就労支援に携わる人たちの資質の向上、という三つの視点から光を当ててみました。

#### 受講料

1 回目のみ 3,000円  
1 回目の受講料には、参考資料として使う『新版「働くときに知っておきたい基礎知識」(A5サイズ2色刷り、全168頁)』の書籍代金2,000円が含まれています。

尚、通算2回、3回と続けて参加される方は、その都度1,000円の受講料をお支払い下さい。

(既に上記参考図書をご購入を頂いた方も同様に初回受講料は参考図書込の3,000円となります。ご理解とご協力をお願い致します。)

(注意) 本書は書店等で市販されていません。更に必要な方は当会へ直接お申込みください。



#### 第1回 10月17日(土)

午後6時15分～8時15分

会場：キャンパスプラザ

(JR京都駅前)

2階第2会議室

講師：若林 三奈

(龍谷大学法学部)

テーマ：「民事労働相談とは何か、セクハラや長時間労働など労働法の課題を民法の視点から学ぶ」

講師：川口 章

(同志社大学政策学部)

テーマ：「ジェンダーとは何か？税制や社会保険制度をジェンダー視点から学ぶ」

#### 第3回 10月31日(土)

午後6時15分～8時15分

会場：ひとまち交流館京都

2階第2会議室

講師：小畑 史子

(京都大学大学院人間・環境学研究科)

#### 第2回 10月24日(土)

午後6時15分～8時15分

会場：ひとまち交流館京都

2階第2会議室

テーマ：「メンタルヘルス対策と労働安全衛生法や労災保険法など労働法の役割」

学校や職場で使える

## 働くときに知っておきたい労働関連法の基礎知識

テキスト版



NPO法人 あったかサポート 編

一冊：頒価 2000円 (送料 200円)

# 5月23日のシンポジウムに参加して

(福井県社会保険労務士会所属) 河合 安子

この度、ご寄稿して頂いた河合様は、いま関心の高まっている「マイナンバー制度」に関わる研修会の講師として活躍中です。

当会が京都府から委託され実施している「メンタルヘルスセミナー」を機に、当会の活動に関心を示され、今回のシンポジウムと懇親会の参加に繋がりました。ここに紹介させて頂きます。



「労働」「教育」「福祉」の3つの分野の研究者の方々による、生活困窮者自立支援法をキーワードに据えた政策課題を探るといふシンポジウムに参加しました。このシンポジウムは、「若者が雇用につまずかないために第8弾」として企画されており、現在、大学、高校に通う二人の子を持つ親としての立場からも、案内時よりたいへん楽しみにしておりました。

当日のパネリストは、濱口桂一郎氏(労働政策研究・研修機構)、本田由紀氏(東京大学教育社会学)、埋橋孝文

氏(同志社大学社会福祉教育)の3

氏。まず、それぞれの専門分野での現状と課題について報告があり、各報告について他のパネリストが意見や感想を述べるという流れで進められました。

トップバッターの濱口氏からは、正社員システムに合わせる形で運用されてきた日本の公的セーフティネットの経緯が語られました。その中で、一方の端の正社員(メンバーシップ型正社員)と、他方の端の生活保障にのみフルセットの生活保障が整備され、その狭間にあるパートタイマーや派遣労働者などの非正規社員に、何のセーフティネットもなかったことが問題であったとの報告がありました。

私が社会人になりたての1980年代、世の中には所得格差、雇用格差、学歴格差、地域格差、男女格差など多数の格差が問題視され始めていまし

た。当時、学歴格差を感じつつも所謂

メンバーシップ型正社員としての居場所があった私は、その後のライフイベント(結婚・出産・育児)を経て、非正規雇用を身を転じ、否応なしにこのセーフティネットの狭間へとカテゴリーズされた一人となったわけです。社会の不条理に抗いながら、ここから這い上がることができた人は、一体どのくらいいるでしょう。昨今は、就社のための就活につまずき、あるいは自己

の意志の有無に関わらず、当初よりセーフティネットの狭間に身を置く若者が増えています。求職者支援制度や生活困窮者自立支援法が、この網からこぼれ落ちた者たちを救うことができ

るのか疑問は拭えません。続いて本田氏からは、戦後日本型循環モデル図を示しながら、「仕事」「家族」「教育」の3つの領域の社会的連携が破壊をきたしているとの報告があり、社会的排除パターンに応じた支援の必要性についての提案がなされました。

何より、貧困の連鎖を断ち切ることの困難さと、ヒューマンリソース投入に限界を感じつつも、本田氏の提唱する学校教育と社会教育を循環的にシステム化するリカレント教育に期待したいと思えます。というのも、私が、社会人となった後、通信教育という形で

はありましたが、学びの場を求めたこ

とで、20年後の今のキャリアにつながっているかと確信しているからです。生きづらさを感じている若者に、希望と自信を与え、適応能力、抵抗能力を備え、自立した社会人の一歩を踏み出してもらいたいと願ってやみません。

最後に埋橋氏からは、「子どもの貧困をどのように理解し、どう対応すべきか」というテーマで、中3学習会の取り組み事例などの報告があり、子どもたちの自尊心や自己肯定感の重要性についての今後の研究課題が提起されました。成長発達段階にある子ども達が、心のよりどころとなる「期待感・安心感・充実感」を持つことは、「貧困・不利・困難」という状況に置かれても、それらに負けない強い底力となる得ることでしょう。

生活困窮者自立支援制度について、厚生労働省社会援護局の勉強会の資料が公開された日の前日(6月30日)、『日本再興戦略』改訂2015が閣議決定されました。岩盤規制に対する改革、「稼ぐ力」の強化、「世界トップレベルの雇用環境」の実現、という観点から改革が推し進められるようです。自立した生活と安心できる暮らしの実現のため、地に足のついた政策に期待したいものです。

あったか歳時記 (夏)

尹東柱詩集

『洗濯物』と『ひまわりの顔』

よ 野 郎

6月の末に翻訳詩集を上梓した。尹東柱という韓国(当時は朝鮮)の詩人の翻訳詩集であるが、この詩集を出すことは韓国語の勉強と共に続いた私の長年の夢であった。詩集のタイトルは『洗濯物と星と詩』という。

尹東柱は一九一七年、当時の中華民国、東北部(旧満州)で生まれた。我々の多くにとっては遙か昔の歴史の渦中にある時代であろう。彼は一九四二年に、植民地支配の宗主国である日本に留学し、立教大学を経て同志社大学に学ぶ身で、日本の治安維持法の嫌疑で捕えられた。そして、一九四五年、福岡の刑務所で二七歳の生涯を終える。

死後、彼は国民詩人として韓国の教科書に載るほどの敬愛と賞賛を受け、今になお若き殉教者として、天逝の詩人として敬意を受けている。私がこの詩人の作品に出会ったのは十年以上も前だが、拙いながら彼の詩を翻訳して発表し始めたのは純粋に一個人としてその詩が好きだったからだ。また、さほど歴史的な認

識もなく、詩集の抒情性とその言葉の陰影に惹かれてのことだった。さて、このエッセイを書くにあたって彼の詩集から、「夏」を季題にした詩篇を探してみた。

「洗 濯 物」

洗濯紐に二本の足を垂らし  
白い洗濯物たちがひそひそと  
しゃべる午後、

□つるさい七月の陽射しはしんと静まり  
小ぎれいな洗濯物にだけ照りつける。

1030

尹東柱詩集には長短合わせて百十ほどの詩篇が収められているが、夏を彷彿とさせるものは十篇にも満たない。このような開放的でどこかユーモラスな詩は本当に珍しい。詩の多くは冬、早春、春、初秋、晩秋といった、いわば深い抒情の心象風景を映し出す季節が多いようだ。

彼の生誕の地である「当時の中華民国、東北部」は、今より遙かに気候条

件は厳しく生活も貧しかったであろうし、そのぶん幼い五感に刻まれた春や秋への憧憬は大人になっても磨かれ続けたのではないだろうか。

いや、彼の誕生の以前から、帝国日本は統監府の派出所を置き、結局詩人の生涯の最期までを支配するのだが、それはいわば終わりのない「冬」に生きることであっただろう。

「ひまわりの顔」

おねえちゃんの顔は  
ひまわりの顔。  
日が昇るとすべし  
仕事場へゆく。

ひまわりの顔は  
おねえちゃんの顔。  
顔がうつむいて  
家に帰ってくる。

これは「童詩」に分類される短い詩だが、尹東柱の詩才はこのように驚くべき多彩な分野に及ぶ。詩人の21歳頃の作品だが、姉へのいたわりとともに、一日きつい労働に追いつたたであろう姉のうしろにあるものを幼い弟の目を借りて告発しているかのようだ。ここで、私がこれを時代にからめた「夏」の詩だとするのはあまりに傍観者でありすぎるのだが…。

さて、尹東柱は敬虔なクリスチャ

ンであった。冒頭にあげた「殉教者」という言葉もそれに帰する。日本の留学先に選んだ同志社大学もその所以であろう。この詩集もひたすら天を仰ぐまなざしを感じる詩が多いのだが、彼の生きた過酷な時代とその信仰をどのように折り合わせて生きたのか、やさしい詩篇からそれを訳し出すのは大きな課題であった。ただ、散文詩のなかに見られる軽妙で洒落な味わいに出会った時は、感嘆とともに彼をとて身近に感じたものだ。

最後に、広く知られた「序詩」を紹介させていたきたい。一語一語を掬うように言葉を選ぶことは、結局私がどう生きて来たかを問うことであった。

「序 詩」

召される日まで天を仰ぎ  
いかなる恥もなさぬことを  
一葉に立つ風にも  
わたしは心を痛めた  
星をうたう心で  
すべての滅びゆくものを慈しまねば  
そしてわたしに与えられた道を  
歩いてゆかねばならない。

今夜も星が風にかすれて光る。

1941. 11. 20

会員年会費または寄付金のお願い

NPO法人あつたかサポートは、「労働と社会保障」に係る市民のコモンセンスづくりを進めます。当法人の活動へのご理解を賜り、本年度も引き続き年会費または寄付金をお願いします。

- (1) 正会員は、年間1口5,000円です。個人として総会での議決権を有します。
- (2) 協力会員は、年間1口10,000円です。団体としての参加ですから総会での議決権はありません。
- (3) 賛助会員は、年間1口3,000円ですが、当法人の活動に直接参加できない方のための制度です。従って、総会での議決権はありません。

尚、当会への協力会員会費、賛助会費は、寄付金控除にご利用できます。

郵便振替口座 00900-2-264244 振込先 → 特定非営利活動法人 あつたかサポート

**2015年5月23日 第10回記念シンポジウム**  
**「労働・教育・福祉の一体化に向けた政策課題を探る」**  
 濱口桂一郎・本田由紀・埋橋孝文による報告と討議の記録  
 頒価：800円（送料200円） お問合せは当会までお願いします。

**編集後記**

当会の活動を開始して10年になり、本誌も春夏秋冬と年4回発行し、42号を迎えることになった。これまでは、たくさんの方々にご寄稿を頂きながら、一切の原稿料をお支払することなく続けられたのは、読者の皆さんのご支援のおかげです。

さて、本号では先の第10回総会記念シンポジウムを取り上げた。当日、福井市から参加していた社会保険労務士の河合安子さんの感想文、また当日のシンポジウムの内容を詳しく報道して頂いた京都新聞の記事を掲載した。

いま働きたいと思っているにも関わらず、働くことができない人たちがたくさんいる。そんな日本の労働市場に一石を投じたい。そんな思いから先のシンポジウムを企画したが、特に今秋季セミナーでは、現下の労働やメンタルヘルスの課題について、労働者保護や社会保障制度・仕組みから光を当てることにした。働きたい女性労働者を制約している社会的要因とは何か、活用できる現行法を学び、賢く生きる術を考える企画です。

また誌上インタビューでは、富山社会保険労務士政治連盟会長の池田悦子さんに今年10月から施行される「被用者年金の一元化」などについて語って頂いた。少子高齢化が進み労働力人口が減少する時代に、不安定雇用が増大したままでは、健康保険や年金など社会保障制度は、これから先どうなるのだろうか。社会保障制度改革に向けては、国民の各階層の利害が絡むだけに超党派的な場で政策が論じられるべきであろう。

そして、今回の「あつたか歳時記」には、戦前に朝鮮半島から留学し、治安維持法違反の容疑で福岡刑務所にて獄死した青年詩人の詩集を翻訳した上野都さんにご寄稿を頂いた。是非、この度日本語に翻訳された詩集を読んでほしい。いま日本人の多くは、近代日本の数々の「産業革命遺産」が「世界文化遺産」に登録されることを歓迎しているが、アジアへの植民地支配による「強制労働」の歴史に目を背けてはならない。過去に目をつむることは、これからの未来に対して再び同様の過ちを犯すことになるからである。

安倍政権は、集団的自衛権など「安全保障関連法案」の早期採決を急いでいるが、私たちの子や孫にその負の遺産を押し突けることになりはしないか、そのような歴史的節目を意識せざるを得ない。

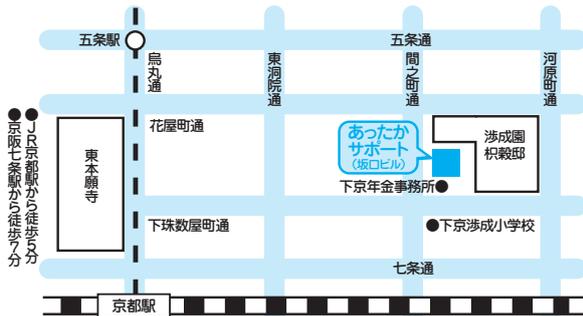
(笹尾)

■ご相談とお問合せ TEL 075-352-2640  
FAX 075-352-2646

特定非営利活動法人 あつたかサポート事務局 笹尾達朗(当法人・常務理事)

HP <http://attaka-support.org/>  
E-mail [attaka-support@r6.dion.ne.jp](mailto:attaka-support@r6.dion.ne.jp)

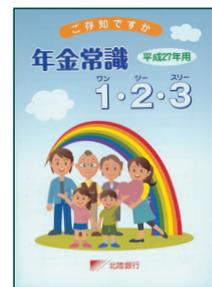
- お問い合わせ時間 平日/10:00~17:00(土・日・祝日は休業)
- ご相談 土・日・祝日に関わらず、別途設定します。



上野 都 翻訳  
上野 都 著  
空と風と星と詩

当法人に謹呈を  
頂いた図書を  
紹介しています

『あつたか歳時記』の著者の一人である上野都さんが、戦前の日本に留学中に28歳の若さで獄死した朝鮮半島出身の詩人の詩集をこの度、日本語に翻訳された。著者の柔らかいメッセージが、今号に寄稿されています。



池田悦子 著